

沖縄本島南部地域からの土砂採取計画の断念を求める意見書

令和2年9月8日沖縄防衛局の「設計変更承認申請書」が公表され、今なお多くの戦没者遺骨が残る南部地域が新基地建設「埋め立て用土砂」の供給地として計画されていることが明らかになった。

沖縄県南部地域は、沖縄戦跡国定公園に指定されているとおり、先の大戦で激戦地域となり、多くの一般住民等の尊い命が奪われた。

戦後76年を経過した現在まで遺骨収集は続けられ、同地域には、戦没者の発見されない遺骨が未だあることは明らかな事実である。

新基地建設に対する賛成、反対の立場を超えて、祖先を崇敬し親愛の情念が深く、死者の魂の安らぎを大切にする県民の思いからすると遺骨を含んだ土を埋め立てに投入、使用することは許されることではない。これは県民に共通する心性であり、死者への礼節である。

したがって読谷村議会は、立場の違いを超え、沖縄の精神文化と人道を重んじる立場から、下記の事項を強く要求する。

記

- 1 沖縄本島南部地域からの土砂の採取計画を断念すること
- 2 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の趣旨に準じて、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月31日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、
沖縄県知事、沖縄県議会議長